

# 三商レポート

## 第八十六話 「贈与する楽しみ」

(株)三商 内藤 雄

〒187-0003 小平市花小金井南町 1-14-24 電話 042-467-2103

URL <http://www.souzokusoudan.net> E-mail [sansyo@trust.ocn.ne.jp](mailto:sansyo@trust.ocn.ne.jp)

70代～80代の多くの親世代は、家族のために一生懸命に働き、老後に備えて儉約し、子供のために資産を残そうとてつつましく生きてきました。代々の土地資産家も、先祖から受け継いだ土地をお家のために守り続けながら生きてきました。いずれも、自分が死んだら相続により資産を子供世代に継がせようと考えます。生き方や考え方や価値観は人それぞれ違います。正解も誤りもありません。しかし、考え方を変わると行動も変わってきます。相続による移転だけでなく、生前の贈与による財産移転も考えてみませんか。

相続は、亡くなったときの1回限りです。相続でもらう人は法定相続人です。新民法により兄弟姉妹は平等に相続することになったので、相続することは当然の権利です。もらって当たり前と考えます。そのため、ありがたみが少ない。それでいて「多い」「少ない」と相続人同士でもめる可能性も多くあります。

贈与は、あげる人の意思で、あげたい時に、あげたい人に、あげただけ、あげることができます。何度でも可能です。もめることは少ない。もらった人は嬉しいです。特にお金を必要としている世代にとっては、相続の時でなく今もらえると助かります。感謝します。感謝の気持ちを直接伝えることができます。あげた人も、喜ぶ顔を生きているうちに見ることができます。介護してくれるお嫁さんにあげることもできます。

節税を意図して相続対策を実行する人も多くいます。しかし、相続はいつ起こるか分かりません。また現在は有効な節税対策でも、相続開始までに税制改正などがあつたら役に立たなくなります。これまでも、養子・生命保険・小規模宅地の特例など役に立たなくなった対策例が多くあります。その点、贈与なら今の法律により、贈与する人の意思で実行できます。予想外の税金や将来の課税の心配はありません。ただし、相続開始の3年前までに行なわれた贈与は、相続財産に持ち戻されます。そのため、早くから贈与しておけば完全に相続財産から切り離すことができます。相続人ではない孫やお嫁さんへの贈与は、直ちに相続財産から切り離されます。

あげ方にもいろいろあります。子供が1人でなく数人いるならば、こっそりと「お前だけにあげる」とすると後でもめる可能性があります。全員を集めて贈与式を行ってはいかがでしょう。お正月にお年玉をあげるような感じです。例えば、70歳代の親の場合、子は40~50歳代です。余裕資金の中から、親が子供達に〇百万円を「自由に使いなさい」と手渡します。子供達は、驚き、喜び、感謝します。親は、その後のお金の使い方を見とどけることもできます。後日、「おかげさまであのお金で……できました。」と報告があったら、嬉しくなつて、またあげたくなります。

消費税や相続税は今後増税となる流れですが、贈与税は一部減税となる予定です。国の狙いは、高齢者が蓄えている資産を早く若い世代に移転させ、消費に使ってもらい、国の景気を良くすることにあります。その狙いに「乗ってあげる」のも悪くはないと思います。

贈与税は高いというイメージがありますが、現行法上は年間110万円までは非課税です。310万円なら20万円、500万円でも53万円です。贈与後の手取り額から見たら、決して高い税金ではありません。贈与税は、「もらった人」が払います。ただし、税金分を翌年再び贈与してあげれば、110万円以下なら非課税なので（申告不用）、もらった人はもらったお金を全額使うことができます。何もしないで相続の時に相続税を払っても、何に使われるかわかりません。むしろ、自分の意思であげたい人にあげ、もらった人が自由にお金を使うことでお国のためになるのなら、贈与を選択肢にする人が増えても良いと思います。これにより、相続財産を上手に減らし節税対策にもなります。なによりも、あげる人・もらう人みんながハッピーになれます。

(2011年8月1日)

~いつも「三商レポート」をお読みいただきありがとうございます。~

## 【お知らせ】

相続プラザ 第9回 相続講演会

### 『公証人が語る役に立つ遺言の知識』

講師 武蔵野公証役場 公証人 千葉 倬男先生

○日 時：平成23年10月20日（木）午後2時~4時30分

○会 場：ルネこだいら レセプションホール

○定 員：60名 ★参加費：無料

○申込方法：電話 042-467-2103 または FAX042-67-2157 にて